

千葉市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市規則第5号

千葉市火災予防規則の一部を改正する規則

千葉市火災予防規則（昭和56年千葉市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「建築基準法」の次に「（昭和25年法律第201号）」を加える。

第8条第2号中「工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項に規定する日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）S3021」を「産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）S3021」に改め、同号ただし書中「日本工業規格S3018」を「日本産業規格S3018」に、「日本工業規格S2039」を「日本産業規格S2039」に改める。

第13条第2号中「日本工業規格S2019」を「日本産業規格S2019」に、「日本工業規格S2016」を「日本産業規格S2016」に改める。

第20条第3項中「第2項」を「前項各号」に改める。

第32条に次のただし書を加える。

ただし、市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織により届け出る場合にあっては、この限りでない。

第37条の2を削る。

第38条第1項中「第48条第2項」を「第48条」に改める。

様式第1号から様式第1号の5まで、様式第1号の6の2及び様式第2号中「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

様式第3号中

「

訓練種別	第 1 項	消 火 ・ 通 報 ・ 避 難 ・ 総 合
	第 2 項	避 難
訓練日時	年 月 日 : ~ :	
訓練場所		
訓練目的		
参加人員	人	
訓練概要		
訓練形態	事業所主体による自主訓練・消防機関による指導を希望する訓練	
備考		

を

」

「

訓練種別	防火管理に関する訓練	総合・消火・通報・避難	
	防災管理に関する訓練	避難	
訓練日時	年 月 日 : ~ :		
防火対象物の所在地			
防火対象物の名称			
訓練場所			
訓練目的			
参加人員	人		
訓練概要			
訓練形態	事業所主体による自主訓練・消防機関による指導を希望する訓練		
	訓練用の資機材の借用希望	あり () ・なし	
	指令センターへの119番通報	あり () ・なし	
備考			

に、

」

「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

様式第3号の2から様式第18号までの規定中「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

様式第18号の2及び様式第18号の3を削る。

様式第19号中「第48条第2項」を「第48条」に、「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

様式第20号中「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条の2第2項及び第20条第3項の改正規定は公布の日から、第8条第2号及び第13条第2号の改正規定並びに様式第1号から様式第1号の5まで、様式第1号の6の2及び様式第2号の改正規定、様式第3号

の改正規定（「日本工業規格 A 列 4 番」を「日本産業規格 A 列 4 番」に改める部分に限る。）、様式第 3 号の 2 から様式第 18 号までの改正規定、様式第 19 号の改正規定（「日本工業規格 A 列 4 番」を「日本産業規格 A 列 4 番」に改める部分に限る。）並びに様式第 20 号の改正規定は同年 7 月 1 日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。